管理医療機器販売業・貸与業各届書の提出部数及び記載上の注意

提出書類 《すべてA4判で作成してください。》

| 1 営業所の所在地の欄は、ピル名まで記載してください。 2 営業所の所在地の欄は、ピル名まで記載してください。 3 管理者は原則、営業所でと設置します。管理者が控数の営業所を兼称する場合は、単計の番目を設めて、(申請中の場合は、申請日)並びに兼務する営業所で管理を代行する者の氏名。を記載してくた。 4 売倉事業の種類側は、届け出る営業所において他の裏事間連業務の許可を取得して、 | | i放してください。 》 | | (9×CA | 山青溪 | | |
|---|--|--|----------|---------------|-----|--|--|
| 届 書 1部は副本交付用 2 4 第無の極急鏡側の限要の欄は「別紙のとおり」とし、平面図にその概要を記載して、後ろに「棟務」とと過ごし、備考欄に「線売する営業所の金統 所在地下可確与及び許(申請中の場合は、申請日)並びに兼務する営業所で整理を代する首の氏名。左記し、情報しは「線売する営業所の金統 所在地下の場合は、中間日)並びに兼務する営業所で整理を代する首の氏名。左記しままま。(例:「医療機器修理業」等)。該当がない場合は、「なし」と記載して、「を専し」)をすべて記載してください。 3 1 平面図 | | 記 載 上 の 注 意 | 提出 部数 | 書類 | | | |
| | 野田 田 田 田 関 します。 いる場合に ください。 | 2 営業所の構造設備の概要の欄は「別紙のとおり」とし、平面図にその概要を記載してくれる 管理者は原則、営業所ごと設置します。管理者が複数の営業所を兼務する場合は、管理者後ろに「(兼務)」と追記し、備考欄に「兼務する営業所の名称、所在地、許可番号及び許可(申請中の場合は、申請日)並びに兼務する営業所で管理を代行する者の氏名」を記載し、 兼営事業の種類欄は、届け出る営業所において他の薬事関連業務の許可を取得している記載します。(例:「医療機器修理業」等)。該当がない場合は、「なし」と記載してくれる 備考欄に販売等を行う品目(「補聴器」「電気治療器」「プログラム(管理)」「家庭用 | 2 | 届 書 1 部は副本交付用 | | | |
| 2 管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所は添付不要です。下記のうち、該当するものを持参してください。 1 特定管理医療機器(夢ら家庭において使用される管理医療機器であって厚生労の指定するもの以外の管理医療機器であっ、)の販売業者等(「管理」)(1)規則第175条第11項前段該当者(高度管理医療機器等の販売等に関する業務に1年以上若しくは特定管理医療販売等に関する業務(特定管理医療機器のうち補聴器、家庭用電気治療器、ム特定管理医療機器又は技体測定室における検査で使用される医療機器のよう業務を除く。)に3年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところ厚生労働大臣の登録を受けた者がう基礎講習を修了した者)当該講習の修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書(2)規則第175条第1項後段該当者(前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認め、イ)医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者 医師免許証、薬剤師免許証の写し(本証を持参())口)高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責資格を有する者の資格証の書について、を御覧ください。 、実面「高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責資格を有する者の資格証明書について、を御覧ください。 、)医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のう製造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を終了した。)、東面「医療機器製造業の責任技術者の資格を有する者の資格証明書についる機器のを受けた者が行う医療機器修理責任技術者を関す、たさい。こ)医療機器側で可能の管理を無機器を取り扱う場合は、医療機器修理責任技術者の等しし、いずれも本証を持参())、ホ)改正法附則第7条の規定により法第36条の8第1項に規定する試験に合格みなされた者のうち、同条第2項の登録を受けた者販売従事登録証がら「みなし合格登者」であることが判断できない場合は、薬種商において資格者であったことする書類、へ)公益財団法人医療機器をンター及び日本医科器械商工団体連合会が共催でた医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者当該講習の修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書、を修了した者当該講習の修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書の写りに者証書の写り、「本証を持参())又は修了証明書、を修了した者当該講習の修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書 | 機器を保 | 1 営業所の構造設備の概要(配置図)を記載し、貯蔵設備を明示します。営業所に医療機 | 2 | 1 平面図 | 添 | | |
| 2 資格証明書 2 資格証明 2 資格证明 | | 2 管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所は添付不要です。 | | | 付 | | |
| 第4号厚生労働省医政局長通知)別添で定める検体測定室の運営責任者であ師又は臨床検査技師(ただし、検体測定室における検査で使用される医療機を販売等する営業所に限る。) 検体測定室の運営責任者が設置されていることを証明する書類等 2 補聴器の販売業者等('補聴器」) (1) 規則第175条第1項第1号前段該当者 (特定管理医療機器の販売等に関する業務(特定管理医療機器のうち家庭用電気及びプログラム特定管理医療機器のみを販売等する業務を除く。)に1年以上た後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者基礎講習を修了した者) 当該講習修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書 (2) 規則第175条第1項第1号後段該当者 | 原プサら た ひ 賃 ひこい 多抜 各 登之 ご なろ幾 気上貨機口をに た 要 任 み者 て 了術 し 録を 実 発る器 治従が器グ販よ 者 件 者 をを 」 証者 た 販確 施 40看の 療事行のラ売り) を の 行除 を 書専 と 売認 し 9護み 器しう | 下記のうち、該当するものと持参してください。 1 特定管理医療機器(専う家庭において使用される管理医療機器であって厚生労働の指定するもの以外の管理医療機器をいう。)の販売業者等(「管理」) (1) 規則第175条第 1項前段該当者 (高度管理医療機器をいう。)の販売業者等(「管理」) (1) 規則第175条第 1項前段該当者 (高度管理医療機器の販売等に関する業務に1年以上若しくは特定管理医療機器のみるする業務を除く。)に3年以上従事した後、別に厚生労働なつでめるところに厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者)当該講習の修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書 (2) 規則第175条第 1項後段該当者 (前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めたイ)医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者 医師免許証、歯科医師、薬剤師の資格を有する者 医師免許証、歯科医師、薬剤師の資格を有する者(製造工程のうち設計のみ) 可)高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要許証、歯科医師、薬剤師の資格を有する者。 「特別を対して対して、事務を除く。)、裏面「高度管理医療機器以管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任資格を有する者の資格証明書について」を御覧ください。 ハ)医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のみ)表し所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を終了した者、(。) 東面「医療機器製造業の責任技術者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のみ)表した者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のみ、)、実施所に関係とでは、医療機器を取り扱う場合は、医療機器修理責任技術との写し及び特定の登録を受けた者を消費を対した。() 第1項に規定する試験に合格しみなされた者のうち、同条第2項の登録を受けた者、販売従事登録証(本証を持参()) 注)東京都以外で登録した登録販売者で販売後事の第1項に規定する試験に合格しみなされた者のうち、同条第2項の登録を受けた者、財産が設定により活動の修了証書の写し(本証を持参())注)東京都以外で登録した登録した登録を受けた者、当該講習の修了証書の写し(本証を持参())とは修者者であったことの機器を持てが設置されていることを証明する書類等4号厚生労働省医政局長通知)別派で定める検体測定室の運営責任者が設置されていることを証明する書類等24機器の販売業者等(補職器)() 規則第175条第 1項第 1 号前段該当者(特定管理医療機器の販売業者等(補職器)() 規則第175条第 1項第 1 号前段該当者(特定管理医療機器の販売等に関する業務(特定管理医療機器の方ち家庭用電気洗水を販売する業務を除く。)に1 年以上征を販売する業務を除く。)に1 年以上征を販売する業務を除く。)と1 年以上征表の販売業者等(補職器)()規算175条第 1項第 1 号前段該当者(特定管理医療機器の販売業者等()電気務をより、以は修了証明書とした。 2 補職器の販売業者等(補職器)()) 以は修了証明書 () 規則第175条第 1項第 1 号前段該 当者(特定管理医療機器の販売業者等() 電気経験器のしたを販売等のでよります。 () 規則第175条第 1項第 1 号前段該 1 号に関係機器の 1 日本に関係機器を取り入り、1 日本に関係機器を取り入り、1 日本に関係機器を取り入り、1 日本に関係機器を取り入り、1 日本に関係機器を取り、1 日本に関係機器を取り、1 日本に関係機器を取り、1 日本に関係機器を取り、1 日本に関係機器を取り、1 日本に関係機器を関係を対象の関係を関係の表の関係を関係の対象の関係のののでは関係を対象の関係ののとは関係を対象の関係を対象を関係の表のと同様と対象を関係を対象を関係を対象を対象を対象の表のと同様と対象を関係を対象を対象の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表 | 2 | 2 資格証明書 | 書 | | |

(特定管理医療機器の販売等に関する業務(特定管理医療機器のうち補聴器及びプログラム特定医療機器を販売等する業務を除く。)に1年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者)

当該講習修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書

- (2) 規則第175条第1項第2号後段該当者
- (前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者) 上記1の(2)準用
- 4 プログラム特定管理医療機器の販売業者等(「プログラム(管理)」)
- (1) 規則第175条第1項第3号前段該当者
- (別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎 講習を修了した者)

当該講習修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書

- (2) 規則第175条第1項第3号後段該当者
- (前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者) 上記1の(2)準用
- 5 特定管理医療機器以外の管理医療機器を販売等する販売業者等 (「家庭用」) 添付書類なし
- 6 検体測定室における検査で使用される医療機器の販売業者等(「検体」) 上記1の(2)準用

高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の資格を有する者の 資格証明書について

【規則第114条の49第1項:高度管理医療機器又は管理医療機器(抜粋)】

大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者卒業証書の写し(本証を持参())又は卒業証明書

旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

卒業証書の写し(本証を持参())又は卒業証明書及び医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理実務経験年数証明書(従事年数証明書)

医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者

当該講習の修了証書の写し(本証を持参())又は修了証明書

医療機器製造業の責任技術者の資格を有する者の資格証明書について

【規則第114条の53第1項:一般医療機器を除く全医療機器(抜粋)】

大学等で物理学、化学、工学、生物学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者卒業証書の写し(本証を持参())又は卒業証明書

旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

卒業証書の写し(本証を持参())又は卒業証明書及び製造実務経験年数証明書(従事年数証明書)

医療機器の製造に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う医療機器製造業責任技術者基礎講習修了証書の写し(本証を持参())

【規則第114条の53第2項:一般医療機器(抜粋)】

旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

卒業証書の写し(本証を持参())又は卒業証明書

旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者

卒業証書の写し(本証を持参())又は卒業証明書及び製造実務経験年数証明書(従事年数証明書)

印の書類については、区内の営業所等において提出済(世田谷保健所長に提出したものに限る。)で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項(営業所の所在地、名称、申請・届の種類等)を記入してください。

○ 印について、届出者が自ら原本照合を実施した場合には、本証の持参を省略できます。その場合、「原本と相違がない」旨、照合 年月日、照合者名、照合者役職を原本照合した書類に記載して〈ださい。

管理医療機器販売業・貸与業各届書の提出部数及び記載上の注意

| 書 | 類 | 提出 部数 | | 記 | 載 | 上 | Ø | 注 | 意 | | |
|-------------------------------|------------|----------|--|---|--|--|--|---|---|--|--|
| 休止・廃止 書 | ・再開届 | | 1 事項発生後、 2 廃止届には、 | | | | いませ | <i>h</i> . | | | |
| 変 更 変更内容に 1 部は副本 | に応じて、 | 1 (2) | 2 許可番号及で3 名称・ 本名 本名 本名 本名 東京 の 本の を で で で で で で で で で で で で で で で で で で | が許剛では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 闌はいいでは、 いいではずしくらいでいる。 いいではずりでいる。 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 いいでは、 でいるできます。 はいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もいでは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも。 もっとも。 もっとも。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も | 売業型である。 記更容別ではいる。 大いはする。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 ではずる。 にはずる。 にはずる。 にはずる。 にはずる。 にはずる。 にはずる。 にはずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばずる。 にはばれる。 にははははなる。 にははなる。 にははなる。 になる。 になる。 | 賞与業の 。 。 は し り り 出 登 な る る と し り し も り し る り し り し り し り し り し り し り る る る る | 届出を行っ で で で で で で で で で で で で | については、変更の事実が | | |
| 変更事項・添付書類及び記載上の注意 | | | | | | | | | | | |
| 变 | 更事項 | | | 添 | 付書 | 類及び | 記載 | 上の注 | 意 | | |
| 営業所の名称 | | | 添付書類な | し 。 | | | | | | | |
| 市区町村によるビル所有者に | | | 住居表示変 | 更証明書又は | ビル所有 | 者からの | ビル名変 | 更の案内等 | 等を持参してください。 | | |
| 申請者(開設者) (法人にあって は登記された | ては法人名(ア | 商号)又 | 添付書類なし。 | | | | | | | | |
| 薬事に関するる役員の氏名 | | | 添付書類な | U. | | | | | | | |
| 営業所の構造 | 设備の主要部 | | 1 構造設備の変更内容(変更前後)が確認できる図面を添付してください。 (新規届出の添付書類1参照) 2 変更前の図面については、直近の提出年月日が分かっている場合は、変更前欄に「年月日変更届書のとおり」等と特定の上、添付を省略することができます。 | | | | | | | | |
| 管理者の氏名と | 又は住所 | | 1 新規届出の添付書類 2 のうち、該当する管理者の資格証明書 を持参()してください。 2 管理者は同一人のまま、氏名のみ変更する場合は、変更内容(変更前後)が確認できる 戸籍謄(抄)本 を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓 口で確認後返却します。 | | | | | | | | |
| 兼営事業の種類(取り扱う管の変更を含む) | 理医療機器の。) | | 格要件を満た 者の変更が必 入し、変異備の ださい。たた 供する場合に 3 管理者の変 て当該取扱い | たすことを確認 必要です。その 後の取扱い品目 変更を伴う取 だし、 構造設備の 更を伴わない い品目の変更原 | 認して、 別場を 別場を 別数 い 取数 い で の の の の の の の の の の の の の | ださい。 で 変更届の係 で 更ので で で 要ので で で で で で で で で で で で で で | 該当する 請考欄に り場合ロッ は で場つす。 で で場合に で し いません | 資格要件を「取扱い品構造設備のラムのみをない。 | 合は、管理者が変更後の資産満たさない場合は、管理目の変更を含む。」旨を記 の変更届を併せて行ってく を電気通信回線を通じて提 更事項があった場合に併せ | | |

印の書類については、区内の営業所等において提出済(世田谷保健所長に提出したものに限る。)で、内容に変更がなけ

旨、照合年月日、照合者名、照合者役職を原本照合した書類に記載してください。